

イベント結果レポート

# 「新たな化学物質管理に関する説明会」 を開催しました。

化学物質に係る規則改正が令和4年、5年に公布され、対象となる化学物質が順次拡大されることに伴い、令和6年度に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を目的とした「化学物質管理強調月間」が創設されました。同月間は、毎年2月実施とされ、今年で2回目となります。

当署においても、第2回「化学物質管理強調月間」に合わせ、令和8年2月4日（水）、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターと連携し、「新たな化学物質管理に関する説明会」を開催しました。



説明会当日の様子

- 当署安全衛生業務担当者からは、
- ①山口県内で発生した化学物質による災害事例
  - ②規則改正事項
  - ③保護具着脱時の注意事項
- 等を説明しました。

中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターによる講演では、「新たな化学物質管理」と題して、

- ①化学物質管理の動向
  - ②リスクアセスメント入門
  - ③保護具の新しい考え方
- 等について、説明が行われました。

参加者の方々は、講師の説明を熱心に聴講されていました。

## 第2回化学物質管理強調月間 ～スローガン～

### 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方



化学物質規則改正  
リーフレット



化学物質管理強調月間  
リーフレット  
(自主点検表付き)

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月 は化学物質管理強調月間

関連情報は特設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

山口労働局第14次労働災害防止計画では、「リスクアセスメント結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。」ことを目標としています。

当署では、引き続き管内事情に応じた取組を推進して参ります。